

中小企業等経営強化法に基づく課税標準の特例について

(地方税法附則第 15 条第 45 項)

垂井町では町が認定した「先端設備等導入計画」に基づき設備等を新規導入した場合、対象資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置が受けられます。

【1】特例対象者

個人について

- ・ 常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人。

法人について

- ・ 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人。
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が 1,000 人以下の法人。

ただし、次の法人は資本金が 1 億円以下でも対象にはなりません。

- ・ 大規模法人（資本金もしくは出資金の額が 1 億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有さない法人のうち従業員数が 1,000 人超の法人）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人。
- ・ 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人。

【2】特例の対象となる設備の要件

- ① 認定された「先端設備等導入計画」に記載した設備であること。
- ② 年平均の投資利益率が 5 % 以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。
- ③ 生産、販売活動等の用に直接供するものであること。
- ④ 中古資産ではないこと。

対象設備	
設備の種類	最低取得価額
機械・設備	160 万円以上
工具（測定工具及び検査工具）	30 万円以上
器具・備品	30 万円以上
建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る）	60 万円以上

【3】特例の対象期間と課税標準の軽減

令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものについて、新たに固定資産税が課せられることになった年度より **3年間**、固定資産税の課税標準を **2分の1** に軽減。

さらに、**賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合**は、以下の通りです。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに取得したものについて、新たに固定資産税が課せられることになった年度より **5年間**、固定資産税の課税標準を **3分の1** に軽減。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに取得したものについて、新たに固定資産税が課せられることになった年度より **4年間**、固定資産税の課税標準を **3分の1** に軽減。

先端設備等導入計画の**認定前に取得したものは対象外**となります。

【4】提出書類について

特例の適用を受ける場合、下記の書類を提出してください。

1	償却資産申告書・種類別明細書（提出用）
2	先端設備等導入計画に係る認定申請書（写）※先端設備等導入計画を含む
3	先端設備等導入計画の認定書（写）
4	認定経営革新等支援機関による事前確認書（写）
5	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画の確認書（写）
6	固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書
7	【賃上げ方針を表明し、3分の1に軽減される措置を受けたい場合】 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写）
8	【リース会社が申告する場合】リース契約書（写）
9	【リース会社が申告する場合】固定資産税軽減額計算書（写）

【5】お問い合わせ先

垂井町役場 税務課 資産税係

電話番号：0584-22-7501（直通）

FAX：0584-22-5180